

省エネルギー基本方針書

【初　版】

2014年 4月 1日制定

株式会社 マルアイ

省エネルギー基本方針書

目 次

1、 制定の目的

2、 適用範囲

2-1 本社の概要

2-2 各店舗等の概要

3、 省エネルギー等の取組方針

3-1 取組方針

3-2 省エネルギー等の目標

(1) エネルギー消費原単位の目標

(2) 中長期目標

(3) 年度目標

4、 総合的なエネルギー管理体制

4-1 本社（役割・責任・権限）

4-2 全社省エネルギー委員会規定

5、 教育と訓練

6、 文書、記録の管理

改訂履歴書

1、制定の目的

『エネルギーの使用の合理化等に関する法律』(以下省エネ法という)、省エネ法第3条 告示第268号(エネルギーの使用の合理化等に関する基本方針) 及び第5条 告示第269号(工場等にエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準)に基づき本社及び全ての店舗等においてエネルギーの使用の合理化等(省エネルギー等)を効率的かつ効果的に推進するため省エネルギー基本方針書を作成する。

○ 省エネ法第3条 経済産業省 告示第268号(エネルギーの使用の合理化等に関する基本方針)

(平成25年12月27日)

1、工場等においてエネルギーを使用して事業を行う者等が講すべき措置

(1) 工場等は、次の各項目の実施を通じ、**エネルギー消費原単位又は電気需要平準化評価原単位の改善を図るものとする。**

- ① エネルギー使用の実態、合理化に関する取組等を把握する。
- ② エネルギー使用の合理化の取組を示す方針を定め、**取組の推進体制**を整備する。
- ③ エネルギー管理統括者及びエネルギー企画推進者を中心として、工場等全体の**総合的なエネルギー管理**を実施する。
- ④ 設備の設置に当たっては、エネルギー使用効率が優れ、効率的な使用が可能のものを導入する。
- ⑤ 既設の設備の更新及び改善にエネルギー使用の制御等付加設備の導入を図る。
- ⑥ 設備の運転並びに保守及び点検等に関し、**管理標準を設定し、これに準拠した管理**を行う。
- ⑦ エネルギー管理統括者及びエネルギー企画推進者によるエネルギー管理者(エネルギー管理員)の十分な活用、工場等における**総合的なエネルギー管理体制の充実**を図る。
- ⑧ 余剰エネルギーの有効利用の検討、実現に努める。

○ 省エネ法第4条(エネルギー使用者の努力)

エネルギーを使用する者は、**基本方針の定めるところを留意して、エネルギーの使用の合理化に努めるとともに、電気の需要の平準化に資する措置を講ずるように努めなければならない。**

○ 省エネ法第5条 経済産業省 告示第269号(事業者の判断の基準となるべき事項等)

(平成25年12月27日) 今回の法改正で下線部分が追加された。

I、エネルギー使用の合理化の基準(主要な部分を抜粋)

工場等においてエネルギーを使用して事業を行う者は、燃料並びに熱及び電気の合計のエネルギーの使用の合理化を図るため、燃料並びに熱及び電気の特性を十分に考慮するとともに、その設置している**工場等全体を俯瞰し、アからクまでに定める取組を行うことにより、適切なエネルギー管理を行う。**

ア、事業者は、全体として効率的かつ効果的なエネルギーの使用の合理化を図るために**管理体制を整備すること。**

イ、管理体制には**責任者(「エネルギー管理統括者」)**を配置すること。

ウ、事業者は、エネルギー使用の合理化の取組方針を定めること。**取組方針**には、目標、設備の新設及び更新に対する方針を含むこと。

エ、事業者は、**取組方針の遵守状況を確認**するとともに、その評価を行うこと。評価結果が不十分である場合には改善の指示を行うこと。

オ、取組方針及び遵守状況の評価方法については、**定期的に精査**を行い必要に応じて変更すること。

カ、**エネルギーの使用の合理化を図るために必要な資金・人材を確保すること。**

キ、事業者は、その設置している工場等における従業員に取組方針の周知を図るとともに、**工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する教育を行うこと。**

ク、事業者は、その設置している工場等に係る名称、所在地及びエネルギー使用量を記載した書面並びに**ア、の管理体制、ウ、の取組方針及びエ、の遵守状況・評価結果を記載した書面を作成、更新、保管することにより、状況を把握すること。**

II、エネルギーの使用の合理化の目標及び計画的に取り組むべき措置（主要な部分を抜粋）

事業者は、工場等におけるエネルギー消費原単位及び電気需要平準化評価原単位を管理し、その設置している工場等全体として又は工場等ごとにエネルギー消費原単位又は電気需要平準化評価原単位を中長期的にみて年平均1%以上低減させることを目標として技術的かつ経済的に可能な範囲内で諸目標及び措置の実現に努めるものとする。

○ 経済産業省 告示第271号（工場等における電気の需要の平準化に資する措置に関する事業者の指針）

（平成25年12月27日）

- ・電気需要平準化時間帯とは、7月1日～9月30日までの8時～22時及び12月1日～3月31日までの8時～22時までとする。
- ・「電気需要平準化評価原単位」を指標として、技術的かつ経済的に可能な範囲内で1～3までに掲げる電気需要平準化に資する措置の適切かつ有効な実施を図るものとする。
 - 1、電気の使用から燃料又は熱の使用への転換
 - 2、電気需要平準化時間帯以外の時間帯への電気を消費する機械器具を使用する時間の変更
 - 3、その他事業者が取り組むべき電気需要平準化に資する措置

2、適用範囲

当社の事業活動におけるエネルギー使用（電力、ガス等）において『省エネ法』の適用を受ける本社、及び各店舗等に適用する。以下適用範囲を明確にする。

2-1 本社の概要

- ① 名 称：株式会社マルアイ 本社
- ② 所在地：兵庫県加古川市加古川町木村 303-1

2-2 各店舗、事業所の概要

店舗等の名称	所在地	エネルギー管理責任者 (店長)
西宮今津店	兵庫県西宮市今津出在家町2番8号	
玉津店	兵庫県神戸市西区持子3丁目11番地	
王塚台店	兵庫県神戸市西区枝吉3丁目29番地1	
青山台店	兵庫県神戸市垂水区青山台7丁目2番5号	
北別府店	兵庫県神戸市西区北別府1丁目1番地2	
いぶき東ルア-店	兵庫県神戸市西区井吹台東町4丁目20番1号	
学園東町店	兵庫県神戸市西区学園東町5丁目4番6号	
有瀬店	兵庫県神戸市西区伊川谷町有瀬1055番地1	
いぶき西ルア-店	兵庫県神戸市西区井吹台西町4丁目4番地1号	
須磨若宮店	兵庫県神戸市須磨区古川町2丁目1番地1	
神戸学院前店	兵庫県神戸市西区伊川谷町有瀬458番地1	
兵庫松原店	兵庫県神戸市兵庫区芦原通3丁目2番17号	
伊川谷店	兵庫県神戸市西区伊川谷町潤和1069番地1	
魚崎店	兵庫県神戸市東灘区魚崎南町3丁目4番17号	

朝霧店		
明石店	兵庫県明石市大明石町2丁目8番8号	
貴崎店	兵庫県明石市貴崎3丁目18番21号	
山手台店	兵庫県明石市大久保町山手台1丁目58番地	
東二見店	兵庫県明石市二見町東二見1366番地6	
硯町店	兵庫県明石市硯町1丁目4番32号	
森田店	兵庫県明石市大久保町森田175番1号	
大久保店	兵庫県明石市大久保町八木721-1	
魚住店	兵庫県明石市魚住町清水461番地1	
東加古川店	兵庫県加古川市平岡町新在家1588番地19	
平岡店	兵庫県加古川市平岡町一色787番地32	
木村店	兵庫県加古川市加古川町木村310番地1	
野口店	兵庫県加古川市野口町良野974番地	
今福店	兵庫県加古川市尾上町今福221番地1	
浜の宮店	兵庫県加古川市尾上町口里732番地	
城の宮店	兵庫県加古郡播磨町野添城3丁目1番8号	
一色店	兵庫県加古川市平岡町一色338番地	
本荘店	兵庫県加古郡播磨町北本荘1丁目13番17号	
加古川駅前店	兵庫県加古川市加古川町溝之口558番地1	
土山店	兵庫県加古川市平岡町土山1110番地13	
稻美店	兵庫県加古郡稻美町国岡1丁目181	
播磨店	兵庫県加古郡播磨町西野添2丁目3番21号	
米田店	兵庫県高砂市米田町米田970番地1	
伊保店	兵庫県高砂市伊保東1丁目6番37号	
高砂店	兵庫県高砂市伊保2丁目2番1号	
大塩店	兵庫県高砂市北浜町西浜1208番地10	
八家店	兵庫県姫路市白浜町字佐崎中1丁目213番地	
英賀保店	兵庫県姫路市飾磨区英賀清水町3丁目127番地	
西蒲田店	兵庫県姫路市広畑区西蒲田100番地1	
網干店	兵庫県姫路市網干区坂出96番地1	
フェルト店	兵庫県姫路市野里124番地1	
野里店	兵庫県姫路市西中島426番地1	
上手野店	兵庫県姫路市上手野427番地6	

飾磨店	兵庫県姫路市飾磨区清水 96 番地	
太子店	兵庫県揖保郡太子町矢田部 82 番地 1	
亀山店	兵庫県姫路市亀山 1 丁目 101 番地 2	
辻井店	兵庫県姫路市辻井 4 丁目 10 番 8 号	
広畠店	兵庫県姫路市広畠区才 754 番地 1	
白浜店	兵庫県姫路市白浜町乙 33 番地 1	
広峰店	兵庫県姫路市広峰 1 丁目 7 番 43 号	
夢前台店	兵庫県姫路市西夢前台 2 丁目 110 番地	
いかるが店	兵庫県揖保郡太子町鶴 444 番地 2	
西青山店	兵庫県姫路市青山西 3 丁目 12 番地 1 号	
たつの店	兵庫県たつの市龍野町富永 408 番地 1	
南網干店	兵庫県姫路市網干区垣内本町 332 番地	

3、省エネルギー等の取組方針

3-1 取組方針

当社は、地球環境保全を図るため事業活動のあらゆる段階において、エネルギーの使用の合理化等に努め効率的なエネルギー管理を推進する。効率的なエネルギー使用及び電気の需要の平準化のための基準（エネルギー消費原単位及び電気需要平準化評価原単位）の確立、さらに定期的に効果の測定、分析、評価を実施しエネルギーパフォーマンスの継続的改善を図り温室効果ガスの排出量の削減に努力める。

3-2 省エネルギー等の目標

(1) エネルギー消費原単位及び電気需要平準化評価原単位の目標

① エネルギー消費原単位の目標基準

- ・エネルギー消費原単位は、「エネルギー使用量」を「エネルギー使用量と密接な関係を持つ値」で除した値として下記を目標基準として定め、本社及び各店舗等でエネルギー消費原単位が前年（同月）より悪化した場合は、対策処置等の報告を受け全社省エネルギー委員会で審議する。

1) 本社：エネルギー使用量（原油換算 KL）÷ 延床面積（m²）

2) 店舗：エネルギー使用量（原油換算 KL）÷ 延床面積（m²）

② 電気需要平準化評価原単位の目標基準

1) 本社：(電気需要平準化時間帯の買電量を除いたエネルギー使用量+電気需要平準化時間帯の買電量×1.3) ÷ 延床面積 (m²)

2) 店舗：(電気需要平準化時間帯の買電量を除いたエネルギー使用量+電気需要平準化時間帯の買電量×1.3) ÷ 延床面積 (m²)

③ 店舗及び使用実態の変更が生じた場合、エネルギー消費原単位等を実態に応じて修正する。

修正した場合は、すみやかに近畿経済産業局 エネルギー対策課に届出する。

近畿経済産業局 エネルギー対策課：TEL (06) 6966-6043

(2) 中長期目標

①3年計画の中長期目標を設定する。

目標設定は、各店舗等で審議し、全社省エネルギー委員会に上申した結果全社省エネルギー委員会で審議し成案とする。

設備の新設及び更新の投資効果等については、**本社〇〇基準**に従うものとする。

②中長期目標は、エネルギー消費原単位又は電気需要平準化評価原単位 1%以上とし、初年度1%以上とする。

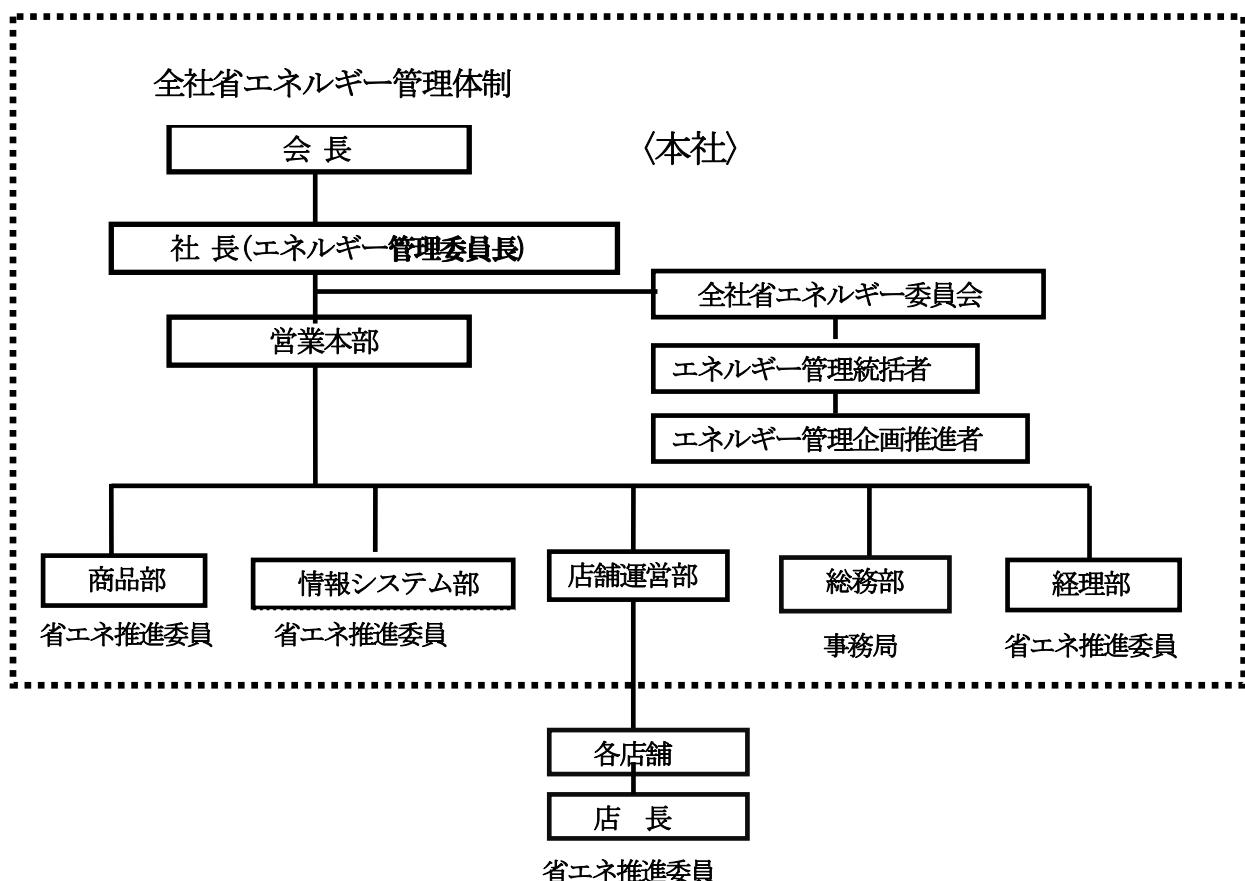
③中長期目標は、ローリングプランとし、毎年度末に見直すものとする。

(3) 年度目標

①中長期目標を年度ごとに区分し、本社及び各店舗等別に年度目標を設定する。

4、 総合的なエネルギー管理体制

- エネルギー管理統括者及びエネルギー企画推進者を中心として、工場等全体の総合的なエネルギー管理体制を実施すること。（基本方針：省エネ法第3条 告示268号）
- 事業者はその設置している工場等について、全体として効率的かつ効果的なエネルギーの使用の合理化を図るための管理体制を整備すること。（判断の基準：省エネ法第5条 告示269号）



4-1 本社・店舗等（役割・責任・権限）

- 省エネ法第7条2（エネルギー管理統括者）第7条2（エネルギー管理推進者）等に基づき役割、責任、権限を明確にする。

組織名	責任者	主な業務内容・責任・権限
本社	エネルギー管理委員長 (経営責任者)	<ul style="list-style-type: none"> 全社の省エネルギーを推進する組織の最高責任者 省エネルギーの実施及び管理に必要な資源（人、設備、資金等）の確保 省エネルギー取組方針の承認
	エネルギー管理統括者 (取締役 管理本部長) 堀 徳治	<ul style="list-style-type: none"> 全社省エネルギー委員会を統括 省エネルギー委員会の構成メンバーの選任 省エネルギー取組方針の作成 省エネルギー取組方針の遵守状況を定期的に評価 定期報告書及び中長期計画書の承認 従業員に取組方針、省エネルギーに関する教育の実施
	エネルギー管理企画推進者 (情報システム部 課長) 芝本 健二郎	<ul style="list-style-type: none"> エネルギー管理統括者を補佐し省エネルギー等を推進し、実行する。 定期報告書及び中長期計画書の作成
	省エネ推進委員 (各部門の責任者)	<ul style="list-style-type: none"> 各部門の省エネを推進実行する。 省エネ設備等の改善を上申する。
	省エネ事務局 (総務部)	<ul style="list-style-type: none"> 省エネルギー委員会の招集 省エネルギー法関係の書類の保管管理
店舗等	省エネ推進委員 (店長等)	<ul style="list-style-type: none"> 各店舗等の省エネを推進実行する。 各月のエネルギー使用量を分析し、本社に報告する。 省エネ設備等の改善を上申する。
全従業員		<ul style="list-style-type: none"> 決められてことを守り積極的に省エネ活動に参画する。

4-2 全社省エネルギー委員会規定

- エネルギー管理統括者は、エネルギー使用合理化等を推進するために本社に全社省エネルギー委員会を設置し統括する。
- 全社省エネルギー委員会の検討事項
 - 全社及び各店舗等の取組方針（エネルギー使用実績、エネルギー消費原単位等）を審議する。
 - 設備の新設、更新に対する取組方針の決定と中長期計画等を審議する。
 - 取組方針の遵守状況の確認と評価を審議する。評価が不十分な場合改善案を審議する。
 - 法的及びその他の要求事項に係る事項
- 開催頻度 年2回（10月、4月）
- 委員会構成メンバー

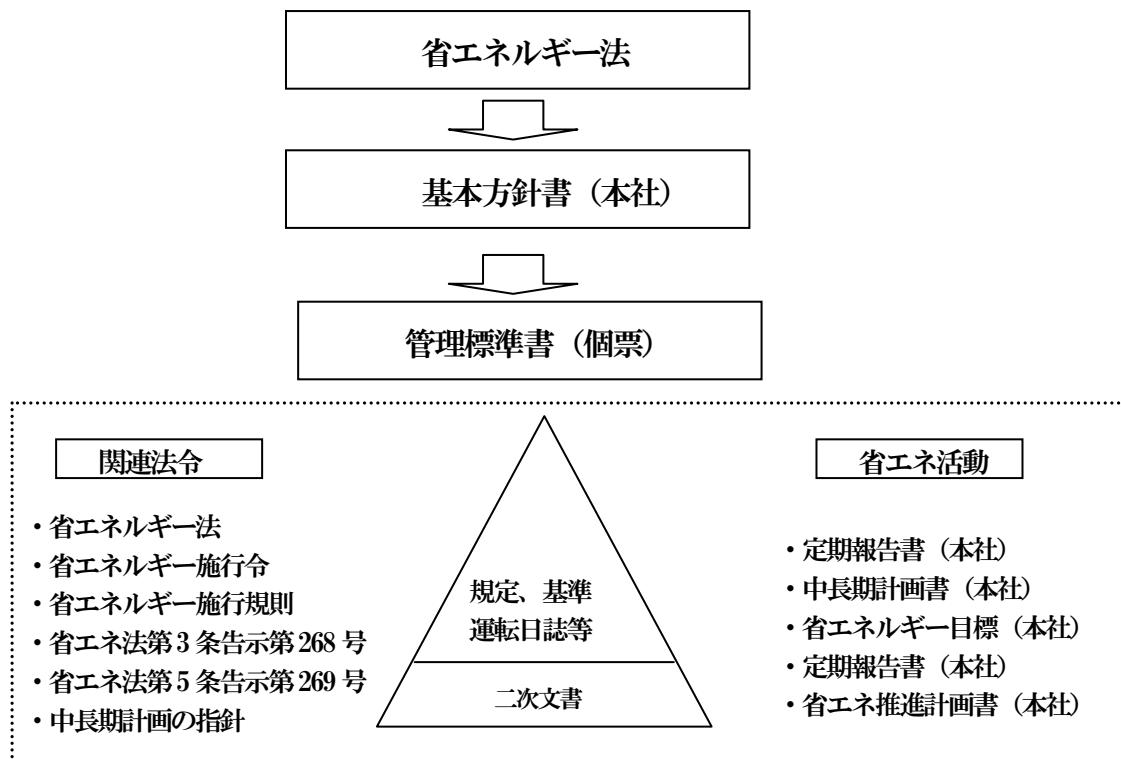
委員長：取締役 管理本部長 堀 徳治（エネルギー管理統括者）
 副委員長：情報システム部 課長 芝本 健二郎（エネルギー管理企画推進者）
 委員：省エネ推進委員
 事務局：総務部

5、教育と訓練

- ① すべての従業員に対し省エネルギー等に対する理解と各自の立場で自覚するための教育を実施する。

6、文書、記録の管理

- ・エネルギー使用の合理化等に関する法律（省エネルギー法）に基づき要求事項間の関連性及び関連する規定類等への関係を【下図】に包括的に記述する。



文書の制定、改廃時の起案、審議、承認

分類	起案	審議	承認	保管
基本方針書 定期報告書 中長期計画書 (本社)	本社	省エネルギー委員会 (本社)	エネルギー管理統括者	総務部
各店舗等 管理標準書	本社	省エネルギー委員会	エネルギー管理統括者	総務部 各店舗

改訂履歴表